

家づくりの後継者、建築のスペシャリストを養成

東京建築カレッジ

東京土建が設立運営する学校

入学・就職相談受付中

- 実習を中心に伝統技術を学ぶ
- 構造設計、コンピューターCADも学習
- 登校日、毎週金・土の2年制

応募資格 18歳以上、働きながら学ぶ意欲のある方
 入学金 10万円
 授業料 月額3万1千円
 雇用保険加入者は賃金助成制度適用

職業能力開発短期大学校 東京建築カレッジ

東京都豊島区池袋1-8-6 ☎03-5950-1771

秋の大手企業交渉

10月13日(木)

大手企業交渉が
 こなわれました。
 北支部の担当はサ
 ブコンのダイダン
 株式会社です。企
 業側が交渉項目

「コロナ対策・原
 材料の品薄・高騰
 問題、賃金調査、
 就労環境につい
 て、重層下請け構
 造について(現場
 経費・インボイス
 等)CCUS・建
 退共制度の普及、
 不払い救済など
 ついて」の回答を
 出し、その後回答
 についての細部の
 交渉がはじまりま

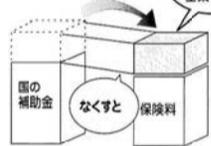
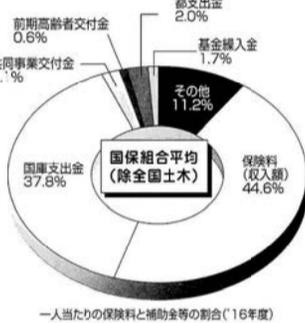


北支部はサブコンのダイダンの担当
賃金等今後も交渉を続けていきます

した。サブコンな
 りに努力をしてい
 ることは評価でき
 るが、賃金等を含
 めまだまだ我々の
 要求について満足
 できるものではあ
 りません。我々の
 生活を少しでも良
 いものになる為
 も、企業交渉は続
 けていく必要があ
 ります。
 PAL 栗木末蔵

①国の補助金は、私たちの保険料に大きく影響します

私たちの建設国保は、
 補助金と保険料の収入
 で運営されています。
 国の補助金が減らさ
 れれば私たちの保険料
 に影響します。



②みなさんの出したハガキの力は、大きく生かされます

中間の出したはがきは、厚労省の
 担当官が1枚1枚点検し、山のように
 積み上げられたはがきは、予算要求の
 力となります。



ハガキに目を通す担当官

建設国保は、私たちの実態に最も適した制度です

ハガキ要請行動

11月は今年度ラスト！財務省向け

現在、国保を取
 り巻く状況は厳し
 く、新型コロナの
 影響もあり、声を
 あげなければ補助
 金は削減される可
 能性があります。
 社会保障費の削
 減が相次ぐ中、こ
 の行動は国や都に
 向けたわたしたち
 の声であり、土
 建国保の予算要求
 に大きな力となっ

ています。
 東京都の国保課
 長も「一枚一枚、
 皆さまからの医療
 に関する必要性、
 生活への切実な思
 い、建設国保への
 期待が込められて
 いると思います。
 みなさまの熱い思
 いを財政当局に伝
 えていきたいと考
 えております。」
 と答えています。
 また、都議会議
 員から、補助金現
 行水準確保、国保

組合の必要性と育
 成・強化、生活習
 慣病対策事業、ア
 スベスト疾患を含
 むがん対策事業へ
 の補助の必要性を
 訴え、全都議から
 賛同署名を獲得し
 ています。

このハガキ要請
 行動は全ての組合
 員、ご家族が参加
 できるとても大切
 な運動です。皆さ
 んご協力をお願い
 します！

6月から行って
 いるハガキ要請行
 動も今年度ラス
 ト、10月、11月は
 財務省に向けての
 要請に取組んでい
 ます。

組織人員
 400%を
 目指す

全ての組合員、ご家族が参加できる
 とても大切な運動です



資格講習 共済

ゲームと対象が広がった

POINT 2
 技術研修センターでの
 取得資格は
 1,000円UP!
(例)石綿特別教育は実費500円でOK

POINT 1
 34歳以下の
 組合員は
 1,000円UP!



- NEW 測量士
- NEW 建築物石綿含有建材調査者
- NEW 建築設備士
- NEW 基礎施工士
- NEW 発破技士
- NEW 道路橋梁点検技師
- NEW 河川設備点検資格者(橋梁・第一種)
- NEW 金属屋根工務技士

石綿作業主任者講習のご案内

現場に必ず1人の作業主任者が必要

石綿作業主任者は、労働安全衛生法に定められた作業主任者で、石綿作業の現場における事業者より現場に1人の資格取得者を置くことが定められている。建築物には、基本的には石綿を含有していることから、現場に1人の有資格者が必要。東京土建技術センターでは、石綿則の変更に伴い、石綿作業主任講習の開催を増加させてきました。

また、作業をする(現場に出る)人は全員、石綿特別教育の取得が必要です。

講習受講については北支部まで！
 03-5390-6021

改修工事に関わる石綿則の法改正について

2022年4月より法改正が行われ、
 ①延床面積80㎡以上
 ②請負金額100万円以上の建築物改修工事
 において、石綿含有の有無を事前調査・報告が義務になっています。あわせて、2023年10月から有資格者による調査・報告が義務付けられました。
 石綿含有建材は2006年9月に使用が禁止されるまで建物等に使用されており、該当する建物は石綿が含有しているという「みなし」として対応が必要になります。違反者には罰則も設けられています。